

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○○ ほか37名

被告 国ほか4名

## 準備書面(32)

### 被告国第5準備書面に対する反論

一本件「戦争法」の立法行為・立法内容の違法性の審査・判断が不可欠であること一

2019年4月25日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

## はじめに

原告らは、準備書面(2)で、最高裁が示した立法行為における国賠法上の違法性判断条件と判断順序に基づき、本件「戦争法」の立法行為及び立法内容が、憲法違反であるか否かを審理し、判示する必要があることを述べたが、再度、それを明らかにする。

なお、当該準備書面における略語等は、これまでの書面の例による。

## 第1 最高裁が示す立法行為の国賠法上の違法性判断条件と判断順序

### 1 これまでの原告・被告国の主張の経過の概要

被告国は、訴状及び原告準備書面(1)に対して、第1準備書面の「2 原告らが主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと」で、「(1) 権利ないし法的利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと」と主張した。

原告らは、これに対して原告準備書面(2)で、国務大臣及び国会議員らの立法行為(又は立法不作為)が、国賠法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるか否かの最高裁の判例を検証し、その判断条件を示し、訴訟の審理ないし判断の順序として、本件「戦争法」が、憲法違反であるか否かの判断を先に行う必要があると主張した。

すると、被告国は、第2準備書面で、再び「ア 国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在しなければ、国賠法上違法となる余地はないこと」とし、その理由の一つとして、「(3)原告らが指摘する一連の最高裁判所の判決も、国賠法上の違法性の判断に当たって、具体的な権利ないし法的利益の存在を前提としていること」と主張した。なお、被告国は、原告らが指摘する一連の最高裁の判決として、「ア 最高裁平成17年判決について」、「イ 最高裁昭和63年判決について」、「ウ 最高裁昭和43年判決及び最高裁平成2年判決について」、「エ 最高裁平成27年再婚禁止期間違憲訴訟判決について」を例示している。

なお、本件「戦争法」により、侵害される原告らの権利ないし法的利益の主たるものは、「平和的生存権」「人格権(個人の尊厳)」、「憲法改正・決定権」、「不断の努力」などであるが、原告準備書面(26)で、原告らが侵害される「憲法改正・決定権」における憲法96条及び憲法改正手続法の「国民投票」の「投票権」は、被告国第2準備書面が主張する「最高裁判所の判決も、国賠法上の違法性の判断に当たって、具体的な権利ないし法的利益の存在を前提としている」というところの「ア 最高裁平成17年判決について」の「選挙権」と同じく、有権者の具体的な権利と同等であることを明らかにした。

## 2 最高裁が示す立法行為の国賠法上の違法性判断条件と判断順序

本件「戦争法」により被る原告らの具体的権利侵害は、「平和的生存権」「人格権（個人の尊厳）」、「憲法改正・決定権」、「不断の努力」などであるが、少なくとも、原告らが侵害される「憲法改正・決定権」における憲法96条及び憲法改正手続法の「国民投票」の「投票権」は、「ア 最高裁平成17年判決について」の「選挙権」と同じく、有権者の具体的な権利と同等である。したがって、原告準備書面(2)で、最高裁の判例を検証し、最高裁が示す「立法行為における国賠法上の違法性判断条件と判断順序」にもとづき、本件「戦争法」の立法行為及び立法内容が、憲法に反するか否かを審理し、審査し、判断することが不可欠であることは明白である。

### 結語

以上の理由から、本件「戦争法」の立法行為及び立法内容が、憲法違反であるか否かを審理し、審査し、判断することは不可欠である。

以上